



2020. 10

季刊情報誌

# NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスの内観

# 目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

## 03 業界観察

- 「グローバル・イノベーション・インデックス 2020年版」の発表
- 陳微(チェン・ウェイ)院士チームの新型コロナウイルスワクチンが特許取得
- 中国国家知的財産権局PPH請求データの統計
- 『著作権法』改正案(草案)が第二審へ
- 『特許法改正案』:意匠保護を強化、「マイクロイノベーション」を引き出す
- 中国科学院がインテルFinFETを訴えた特許権侵害案件の最新状況
- 全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和國専利法』(改正)に関する決定

## 14 サービスソリューション

- 『著作権法』改正草案における注目すべき問題

## 18 実務動向

- 国家知的財産権局は電子署名文書をどのように扱っているか

## 19 当社ニュース

- 弊所が国内業務部を設立

## 「グローバル・イノベーション・インデックス 2020年版」の発表

グローバル・イノベーションに対する2019年コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミックの予期される影響;年間ランキングの上位にスイス、スウェーデン、米国、英国、オランダがランクイン;中国は14位をキープし、引き続き中所得経済体のトップを維持。

「2020年グローバル・イノベーション・インデックス」は、WIPO、米国コーネル大学、INSEAD及び2020 GIIナレッジパートナーズであるインド工業連合会、3DEXPERIENCEカンパニーダッソー・システムズ、ブラジル全国工業連盟(CNI)により共同発表されるものである。

グローバル・イノベーション・インデックス2020年版によると、2019年コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックは世界的なイノベーションの長期的発展を深刻に圧迫しており、一部の革新的な活動を妨げている一方で、他の分野、特に衛生部署における創意工夫を促進する可能性がある。

グローバル・イノベーション・インデックスに示すように、関連イノベーション能力と成果に関する世界経済体の年間ランキングにおいて、上位の国々は毎年安定している。その一方で、特に中国、インド、フィリピン、ベトナムなどのアジア経済体が年に追ってイノベーションランキングを上げるにつれて、イノベーションの中心地が徐々に東洋へと移りつつある。

トップ10はそれぞれスイス、スウェーデン、

米国、英国、オランダ、デンマーク、フィンランド、シンガポール、ドイツ、韓国であり、韓国が初めてトップ10に加わった2番目のアジア経済体(シンガポールが第8位を占める)となった。高所得国が上位10位を占めている。中国は第14位で、引き続き上位30位内での唯一の中所得国である。

2020年世界イノベーションランキング:スイス(2019年第1位)、スウェーデン(2)、アメリカ合衆国(3)、イギリス(5)、オランダ(4)、デンマーク(7)、フィンランド(6)、シンガポール(8)、ドイツ(9)、韓国(11)、香港(中国)(13)、フランス(16)、イスラエル(10)、中国(14)、アイルランド(12)、日本(15)、カナダ(17)、ルクセンブルク(18)、オーストリア(21)、ノルウェー(19)。

イノベーションへの投入と産出の2大核心指標の面で、中国は昨年と同じように素晴らしい成績を収めている。中国は第26位のイノベーション投入で、第6位のイノベーション産出を創造し、そのイノベーション成果はオランダ、英国、米国などの高所得経済体に迫る。

特許、商標、工業意匠等の知的財産権指標において、中国は引き続き世界トップの地位を維持しており、生産性の増加、クリエイティブ製品の輸出などの複数の指標において世界トップ3を占めている。同時に、研究開発投入、市場完成度などの面で中国はいずれも順位を上げている。グローバルブランド価値指標において、中国は予想を上回り第17位である。世界トップの5000ブランドのうち408のブランドが中国由来であり、その総額は16兆ドルに達し、そのうち9のブラ

ンドが世界トップ25に入っている。

注目すべきは、中所得国経済体における中国のイノベーションの質は8年連続で1位を維持している。大学におけるイノベーションの質の面で、中国は第3位で、清華大学、北京大学、復旦大学が世界大学ランキングのトップ50に入った。イノベーションの国際化においても、中国は優れた実績を上げており、イノベーションの質の得点において中国のファミリー特許は10%を占めており、中所得経済体の平均4%の水準をはるかに上回っている。世界トップの科学技術クラスターのうち、17が中国に位置しており、中国は引き続き新興市場と発展途上経済体を率いて世界イノベーションの溝を埋める見通りである。

情報出所:世界知的所有権機関

## 陳微(チェン・ウェイ)院士チームの新型コロナウイルスワクチンが特許取得

8月11日、国家知的財産権局は、出願人である中国人民解放军軍事科学院軍事医学研究院及び康希諾生物股分有限公司が2020年3月18日に提出した出願番号202010193587.8「ヒト複製欠陥アデノウイルスをベクターとする新型コロナウイルス組換えワクチン」という発明特許出願に対して発明特許授与通知書を発行した。

この発明特許の発明者の一人は、「人民英雄」国家荣誉称号を授与されたばかりの軍事科学院軍事医学研究院研究員の陳薇院士である。コロナウイルス襲来時、陳薇院

士は絶体絶命の危機を立ち向かい、科学研究の難関攻略と新型コロナウイルス肺炎予防・抑制の指導任務を執行するために武漢に赴いた。今回のワクチン特許出願が権利化になったのは、まさに陳薇院士とそのチームの重要な成果の一つである。1月26日から重大な責任を負い武漢でワクチン研究開発の難関攻略を展開して以来、陳薇チームはわずか20日余りで成果を収め、3月18日に中国特許を出願した。

「特許優先審査管理弁法」(国家知識産権局令第76号)の規定によると、国の利益又は公共の利益にとって重要な意義があり、優先審査の必要がある特許出願は優先審査を請求することができる。今年2月15日、国家市場監督管理総局、国家薬品监督管理局、国家知識産権局は「復工復産10条」を発表し、新型コロナウイルス肺炎の防止に関わる特許出願、商標登録出願について、請求に基づき優先審査することを明確にした。このワクチン特許は、出願の受理から権利付与通知書の発行までに5ヶ月足らずしかかからなかった。

情報出所:中国国家知的財産権局

## 中国国家知的財産権局PPH請求データの統計

2019年12月まで、中国国家知的財産権局は28の国又は地域の知的財産権局又は特許局と特許審査高速道路(PPH)試行プロジェクトを開始した。これらの国と地域は、米国、ドイツ、ロシア、フィンランド、デンマーク、メキシコ、オーストリア、韓国、ポーラ

ンド、カナダ、シンガポール、ポルトガル、スペイン、英国、スウェーデン、イスラエル、ハンガリー、エジプト、チリ、チェコ、ユーラシア特許庁、マレーシア、アイスランド、アルゼンチン、日本/日米欧中韓を含む五大特許庁会合(IP5)、ブラジル、ノルウェーである。

中国国家知的財産権局が提供したPPHデータの統計によると、2019年12月末まで、当局は合計37,265件のPPH請求を受けており、そのうち通常型PPH請求が27,448件、PCT-PPH請求が9,817件含まれる。

出願人が日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国知的財産権庁、ドイツ特許商標庁、英国知的財産権庁の業務結果を使用したのはそれぞれ合計で、16,423件、12,461件、4,697件、2,416件、360件、202件である。

中国国家知的財産権局にPPH請求を提出してから、1回目の審査意見が出されるまでの期間は平均2.3ヶ月であり、権利付与又は拒絶査定までの期間は平均10.3ヶ月であり、平均1回の審査意見が出された。

各国の国家特許局が提供したPPHデータの統計によると、中国国家知的財産権局の業務結果を用いてPPH請求を提出したのは合計8,353件である。そのうち、米国特許商標庁、欧州特許庁、日本特許庁及び韓国知的財産権庁にPPHを請求したのはそれぞれ5,245件、805件、767件と650件であり、その他がドイツに76件、英国に94件であった。

情報出所：中国国家知的財産権局/日本特許庁サイト

## 『著作権法』改正案(草案)が第二審へ

8月8日、「中華人民共和国著作権法改正案(草案)」(以下、草案という)が第2回審議のために全国人民代表大会常務委員会会議に提出された。草案第二審稿では、作品の定義と類型を完備させ、権利を濫用して作品の正常な伝播に影響を与えてはならないこと及びそれに関する法的責任の規定を削除し、視聴覚作品に係る著作権の分類保護に関する関連規定を追加するなど、複数の法治ホット 이슈に逐一応えた。

具体的に、草案第二審稿では、作品の定義及び類型を更に完備させ、「本法にいう作品とは、文学、芸術及び科学等の分野内における独創性を有し、ある種の形式で表現できる知的活動の成果である」に修正した。

視聴覚作品保護の強化において、草案第二審稿は、第一審稿を基に視聴覚作品の著作権帰属の区分の仕方を示した。例えば、草案第二審稿では、「映画作品、テレビドラマ作品」を基に、その他の視聴覚作品が「共同作品又は職務作品を構成する場合、著作権の帰属は本法の関連規定により確定する。共同作品又は職務作品を構成しない場合、著作権の帰属は製作者と著作者が約定し、約定がない又は約定が不明確な場合、製作者が享有するが、著作者は氏名表示権及び報酬取得権を享有する。製作者が本項に規定された視聴覚作品を契約で約定した範囲又は業界慣例を超えて使用する場合、著作者の許諾を取得しなければならない。」との規定を追加した。

また、著作権濫用の問題について、草案第二審稿は『民法典』、『独占禁止法』等の法律との整合を重視し、草案第一審稿における「権利を濫用して作品の正常な伝達に影響を与えてはならない」という表現及びそれに関連する法的責任の規定を削除した。同時に、著作権と公共の利益とのより良いバランスを保つために、草案第二審稿では、著作権者の許諾を得ず、かつ報酬を支払わずに関連作品を合理的に使用する法定の範囲を適度に拡大する予定である。

情報出所: 中国知的財産権報

## 『特許法改正案』: 意匠保護を強化、「マイクロイノベーション」を引き出す

目まぐるしく変化するインターネット時代において、「マイクロイノベーション」は業界変革をこじ開ける新たな支点となりつつあるが、イノベーターは特許保護が難しいという苦境に直面している。中国の『特許法改正案』に新たに追加された部分意匠特許制度は、このような難題の「ターミネーター」となった。

改正案第2条は「意匠とは、製品の全体又は部分的な形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。」と規定している。今回の改正の重点は「全体又は部分的…」条項が追加されたことにあり、これは部分意匠イノベーションが特許法の保護範囲に取り入れられたことを意味する。

### 部分的保護は切実な要望

近年、中国企業の意匠設計レベルは徐々に上がり、製品の市場競争力の向上に大きく寄与している。製品全体の革新的なデザインとは別に、部分意匠は製品デザインの重要な方式になりつつある。

部分意匠とはわかりやすく言えば、例えばグラスカップの口、電子レンジのノブなど、製品のある部分に対して作られた新たなデザインである。部分意匠の保護は全体意匠保護に対する拡張であるが、製品デザインのいかなる部分も部分意匠の保護客体とされるわけではない。

早くも1976年に米国では部分意匠保護制度を確立しており、その後、日本、韓国、EU等の国及び地域に相次いで導入された。中国の第4回『特許法』改正でこの制度が追加されたのは、まさに部分意匠の保護に対するイノベーターの差し迫ったニーズを満たすためである。

部分意匠保護制度に対するグラフィカルユーザーインターフェース(GUI)業界のイノベーターのニーズは非常に切迫している。近年、GUI分野におけるモバイルインターネット企業のイノベーションは非常に活発であり、中国の関連現行法律の規定によれば、GUIは特定の製品と結合して、全体として保護しなければならない。それで、多くの部分的イノベーションが意匠特許の保護客体から除外されている。もし部分意匠保護制度が施行されれば、デザインイノベーションに対して大きな促進作用を果たすことに間違いないのであろう。この制度は国際との同調を満たすだけでなく、当面の経済、技術発展の客観

的需要にも順応している。出願人は異なる製品の全体形態と部分デザインとの異なる組合せ方式について複数の意匠特許を出願しなくて済み、パテント配置のコストを低減するのに有利である。さらに重要なのは、この制度は侵害者が他人の部分設計要点を盗作する等の問題を効果的に解決することができ、侵害行為の発生を抑えるのに役立つ。これによって、秩序ある市場競争を維持し、良好なイノベーション環境の育成に有利である。

## 保護期間は世界と同調

「意匠特許権の存続期間は15年である。」と現行の『特許法』に比べて、改正案は意匠特許の保護期間を5年延長した。これは、中国が「意匠の国際登録に関するハーグ協定（ジュネーブ文書）」（以下、ハーグ協定という）に加盟するための準備をしていると考えられる。現在、ハーグ協定では意匠の国際登録体系が確立されており、国際登録が既に更新されている場合には、指定された締約国の保護期間は少なくとも国際登録日から起算して15年と規定されている。

保護期間の延長は知的財産権の保護を強化する措置の一つである。一定の特徴を有する部分意匠は通常、比較的長いライフサイクルを有し、例えば、自動車、家庭用電気製品又は日用品上の顕著なデザイン特徴を有する一部の部品は、一般的に比較的長い製品寿命を有する。そのため、権利者に合理的な保護期間を与えてこそ、イノベーターと社会公衆との間の利益のより良いバランスを図ることができる。

部分意匠保護制度の増設、意匠特許の保

護期間の延長等今回の改正の関連条項は、中国の意匠保護制度を日増しに整備し、意匠の保護範囲を広げ、デザインイノベーションへの保護を強化するのに役立ち、イノベーターの権利侵害への心配を減らし、イノベーションに専念させる効果が期待される。

情報出所:中国知的財産報

## 中国科学院がインテルFinFETを訴えた特許権侵害案件の最新状況

先日、国家知的財産権局特許局復審及び無効審理部（以下、「復審及び無効審理部」という）は、特許登録番号201110240931.5の発明特許（以下、「係争特許」という）に係る無効審判請求案件の口頭審理を行った。本件の請求人はインテル（中国）有限公司（Intel China Ltd.）（以下、インテルという）であり、特許権者は中国科学院マイクロエレクトロニクス研究所（Institute of Microelectronics of the Chinese Academy of Sciences、IMECAS）（以下、マイクロエレクトロニクス所という）である。このニュースは双方間の賠償額2億元の特許権侵害案件に関わるため、業界の注目を集めている。

**2億元を訴求されたインテルは何度も無効審判を請求した。**

FinFET（Fin Field-Effect Transistor）とは、ゲートがチャネルの2面、3面、4面またはチャネルを包むように位置しダブルゲート構造を形成している基板上に作られたMOSFETであり、集積回路の製造に広く使われている。係争特

許の名称は「半導体部品構造及びその製造方法、並びに半導体フィンの製造方法」であり、マイクロエレクトロニクス所が2011年8月22日に特許を出願したものである。

インテルCoreシリーズ・プロセッサが係争特許の特許権を侵害しているとして、2018年2月、マイクロエレクトロニクス所はインテル、デル(中国)有限公司及び北京京東世紀信息技术有限公司を北京市高级人民法院に訴え、インテルに権利侵害の停止、2億円の賠償及び訴訟費用の負担を求めるとともに、法院に販売禁止令を下すよう要請した。現在、この案件はまだ審理中である。

**インテルは係争特許について、中国及び米国で複数回の無効審判を請求している。**

2018年3月、インテルは旧国家知的財産権局特許復審委員会に係争特許に対する無効審判請求を提出し、2019年1月31日、特許復審委員会はインテルの請求を却下して係争特許権の有効性を維持した審査決定を出した。2020年7月、インテルは再び復審・無効審理部に係争特許に対する無効審判請求を提出し、この無効審判請求案件は既に口頭審理が行われた。

係争特許の米国ファミリー特許について、2018年9月と2019年3月、インテルは前後2回にわたって米国特許商標庁に無効審判を請求したが、いずれも棄却された。インテルはこの結果を受け入れず、2019年4月と2019年11月に、米国特許商標庁とその判例意見グループ(POP, Precedential Opinion Panel)にそれぞれ米国特許商標庁の審査決定を疑問視する再審査請求と請願書を提出した。2020年1月、米国特許商標庁はインテルが

2019年4月に提出した復審請求を却下した。2020年6月、米国特許審部(PTAB)はインテルの再審理請求を却下した。

今回インテルが提起した無効審判請求に関して、米国特許商標庁が係争特許の米国ファミリー特許に対し下した決定はある程度参考になるが、ファミリー特許であっても、異なる国における権利付与範囲は異なることが多く、主な審理機関も異なるから、中米における無効審判請求の結果が必ずしも一致するとは限らない。中国における審判の決定が下された後、当該決定、非侵害抗弁の勝率等を含め、訴訟双方はいずれも案件の状況及び訴訟目標について総合的に分析するはずであり、双方が和解する可能性はまだ存在する。

では、双方がアメリカで訴訟を起こす可能性について考える場合、ここ数年、特許訴訟のグローバル化の傾向が顕著であり、インテルが米国で無効審判請求を提起するのはこの点も考慮したからであろう。米国の訴訟は潜在的な賠償金が高いが、準備過程が複雑で費用が比較的に高いので、米国で訴訟を起こす前に特許権者は長所と短所を真剣に分析して、慎重に処理するのが一般的である。

**多数の特許を有するマイクロエレクトロニクスは何度も訴訟を起こしている。**

FinFET分野において、マイクロエレクトロニクスは特許に係る実力が比較的に際立っている。外国の特許コンサルティング会社LexInnovaが2015年に行ったFinFET分野の特許調査研究によると、マイクロエレクトロニクス所による特許出願件数がこの分野で第11位で



あるが、特許出願の質は第1位と評価されている。集積回路分野において、マイクロエレクトロニクス所の集積回路先導技術研究開発センターの資料によると、同センターが提出した国内外の発明特許出願は合計1475件（外国の発明特許出願389件を含む）であり、このうち権利化された発明特許は932件（外国の権利付与された発明特許333件を含む）である。これらの特許は、例えばFinFET（Fin Field-Effect Transistor）、HKMG（High-K Metal Gate）、ソース・ドレイン技術等の集積回路製造技術の主要技術分野をカバーしている。

**集積回路分野において、本案件はマイクロエレクトロニクスが初めて起こした特許訴訟ではない。**

2019年10月、レノボ（北京）有限公司及び北京佳運匯通科技發展有限公司がインテルCore第3世代マイクロプロセッサを利用して製造及び販売した製品がその特許権を侵害したとして、マイクロエレクトロニクス所は両者を北京知識産権法院に訴えた。

同様に2019年10月、特許侵害を疑い、マイクロエレクトロニクス所はインテル、北京神州デジタル有限公司等を北京知識産権法院に訴え、被告に侵害の停止、損害の賠償及び侵害被疑製品の販売の禁止を命じるよう法院に要請した。

情報出所:中国知的財産権資信網

**全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和國專利法』（改正）に関する決定**  
（2020年10月17日第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議にて採択）

第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議は、『中華人民共和國專利法』について次の通り改正することを決定した：

- 1、第2条第4項を「意匠とは、製品全体又は部分的な形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。」に改正する。
- 2、第6条第1項を「所属単位の職務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の專利出願の権利は当該単体に帰属し、出願が認可された場合は当該単体を專利権者とする。当該単体は、法によりその職務発明創造の專利出願権利及び專利権を処分し、関連する発明創造の実施及び運用を促進することができる。」
- 3、第14条を第49条に改正する。
- 4、第16条を第15条に改正し、第2項として、「国は專利権を付与された単位が財産権奨励を実行することを励まし、株式所有権、オプション、配当等の方式を採用して、発明者又は創作者がイノベーション収益を合理的に共有できるよう奨励する」を追加する。
- 5、第20条として、「專利出願及び專利権行使は誠実信用の原則を守らなければならない。專利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な權益を損なってはならない。專利権を濫用して、競争を排除又は制限し、独占行為を構成する場合には、『中華人民共和國独占禁止法』に基づいて処理する。」を追加する。
- 6、第21条第1項中の「及びその專利復審委

員会」を削除する。

第2項を「国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、完全且つ正確、適時に専利情報を公表し、専利の基礎データを提供し、専利公報を定期的に出版し、専利情報の伝播及び利用を促進しなければならない。」に改正する。

7、第24条に、第1項として「(1) 国に緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初めて公開された場合」を追加する。

8、第25条第1項第5号を「(5) 原子核変換方法及び原子核変換方法を用いて得られた物質」に改正する。

9、第29条第2項を「出願人が発明又は実用新案を中国で初めて専利出願した日から12ヶ月以内に、又は意匠を中国で初めて専利出願した日から6ヶ月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願をする場合、優先権を受けることができる。」に改正する。

10、第30条を「出願人が発明、実用新案専利の優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を提出し、かつ最初に出願を提出した日から16ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が意匠専利の優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を提出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が書面で声明を提出せず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合は、優先権を主張しないものとみ

なす。」に改正する。

11、第41条を「専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に、国務院専利行政部門に復審を請求することができる。国務院専利行政部門は復審後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。

専利出願人は、国務院専利行政部門の復審決定に不服がある場合には、通知を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。」に改正する。

12、第42条を「発明専利権の期限は20年、実用新案専利権の期限は10年、意匠専利権の期間は15年とし、いずれも出願日から起算する。

発明専利の出願日から満4年、かつ実体審査請求日から満3年後に発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与過程における不合理な遅延について、専利権の期限の補償を与えるものとする。ただし、出願人による不合理な遅延は除外とする。

新薬発売のための審査評定・審査認可に掛かった時間を補償するために、中国で発売許可を取得した新薬関連発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の期限補償を与えるものとする。補償期限は5年を超えず、新薬の発売認可後の有効専利権期間は合計14年を超えないものとする。」に改正する。

13、第45条、第46条中の「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」に改正する。

14、第6章の章名を「専利実施の特別許諾」に改正する。

15、第48条として「国務院専利行政部門、地方人民政府の専利事業管理部門は同級の関連部門と共同で措置を講じ、専利の公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進しなければならない。」を追加する。

16、第50条として、「専利権者が自発的に書面で国務院専利行政部門に如何なる単位又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、かつ許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門が公告し、開放許諾を実行する。実用新案、意匠専利について開放許諾声明を提出する場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。

専利権者が開放許諾声明を取り下げの場合には、書面で提出し、国務院専利行政部門が公告しなければならない。開放許諾声明が公告された後に取り下げられた場合には、先に付与された開放許諾の効力に影響を及ぼさない。」を追加する。

17、第51条として、「如何なる単位又は個人が開放許諾された専利を実施する意思がある場合、書面で専利権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従って許諾使用料を支払うと、専利実施許諾を取得したものとする。

開放許諾の実施期間において、専利権者の納付する専利年金に対して相応の減免を与える。

開放許諾を実行する専利権者は、被許諾者と許諾実施料について協議した後に普通許諾を与えることができるが、ただし、当該専利について独占的又は排他的許諾を与えてはならない。」を追加する。

18、第52条として、「当事者に開放許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者の協議により解決し、協議を望まない又は協議が成立しなかった場合、国務院専利行政部門に調停を請求するか、又は人民法院に訴訟を提起することができる。」を追加する。

19、第61条を第66条に改め、第2項を「専利権利侵害を巡る紛争が実用新案専利又は意匠専利に関連する場合、人民法院又は専利業管理部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権利侵害を巡る紛争を審議、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索、分析及び評価を行った後に作成した専利権評価報告を提出するよう要求することができる。専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告を提出することもできる。」に改正する。

20、第63条を第68条に改め、「専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利法執行担当部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない又は違法所得が5万元以下の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。」に改正する。

21、第64条を第69条に改め、「専利法執行担当部門は既に取得した証拠に基づき、専利詐称被疑行為を調査、処分する際、次の各号に掲げる措置を講じる権限を有する：

- (1) 関係当事者に尋問し、被疑違法行為に関連する状況を調査する；
- (2) 当事者の被疑違法行為の場所に対して

現場検査を実施する；

(3) 被疑違法行為に関連する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製する；

(4) 被疑違法行為に関連する製品を検査する；

(5) 専利詐称製品であることを証明する証拠がある場合、封印又は押収することができる。

専利事業管理部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、前項第(1)号、第(2)号、第(4)号に掲げる措置を講じることができる。専利法執行担当部門、専利事業管理部門が法により前(2)項に規定する職権を行使する場合、当事者は協力しなければならない。」に改める。

22、第70条として、「国務院専利行政部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利事業管理部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理し、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨いで同一の専利権を侵害した事件については、上級地方人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。」を追加する。

23、第65条を第71条に改め、「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が

得た利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。

権利者の損失、権利侵害者の得た利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合には、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、3万元以上500万元以下の賠償を認定することができる。

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が挙証に尽力しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者によって把握されている場合には、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。」に改正する。

24、第66条を第72条に改め、「専利権者又は利害関係者が、他人が権利侵害行為、権利の実現を妨害する行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に法に依り人民法院に財産の保全、一定の行為を命じる

又は一定の行為を禁止する措置を講じるよう申請することができる。」に改正する。

25、第67条を第73条に改め、「専利権侵害行為を制止するために、証拠が消滅する可能性があり又は今後取得が困難になる状況において、専利権者又は利害関係者は起訴前に法に依り人民法院に証拠の保全を要請することができる。」に改正する。

26、第68条を第74条に改め、「専利権侵害の訴訟時効は3年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為及び権利侵害者を知った日又は知り得る日より起算するものとする。

「発明専利の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、且つ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は3年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者は専利権付与日以前に知った場合、又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。」に改正する。

27、第76条として、「薬品の発売審査評定・審査認可の過程において、薬品発売許可の申請者と関連専利権者又は利害関係者とが、登録を申請した薬品に関連する専利権について紛争が生じた場合には、関連当事者は人民法院に提訴し、登録を申請する薬品の関連技術方案が他人の薬品専利権の保護範囲に入るか否かについて判決を下すよう請求することができる。国务院薬品監督管理部門は所定の期限内に人民法院の発効した裁判に基づき関連薬品の発売許可を一時停止するか否かの決定を下すことができる。

薬品発売許可の申請者と関連する専利権者又は利害関係者は、登録を申請する薬品に関連する専利権紛争について、国务院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。

国务院薬品監督管理部門は国务院専利行政部門と共同で薬品発売許可審査認可と薬品発売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な連携弁法を制定し、国务院に報告して同意を得てから実施する。」を追加する。

28、第72条を削除する。

29、第73条を第79条に、第74条を第80条に改正し、そのうちの「行政処分」を「処分」に改正する。

本決定は2021年6月1日をもって施行する。

『中華人民共和國専利法』は、本決定に基づいて相応の改正を行い、条文の順序について相応の調整を行って、改めて公布する。

## 『著作権法』改正草案における注目すべき問題

弁理士 張錫君

中国の立法機関は2020年4月30日と2020年8月17日にそれぞれ「中華人民共和国著作権法改正案(草案)」(以下、「草案一審稿」という)と「中華人民共和国著作権法改正案(草案二審稿)」(以下、「草案二審稿」という)を公布した。上記二つの『改正案』審議草案稿のホット 이슈について紹介する。

### (一) 著作物の定義について

<p>現行『著作権法』</p>	<p>第3条 本法にいう作品には、次に掲げる形式で創作される文学、芸術及び自然科学、社会科学、工程技術等の作品が含まれる。</p> <p>一、文字による作品</p> <p>……</p> <p>九、法律、行政法規に規定されるその他の作品</p>
<p>草案一審稿</p>	<p>第3条 本法にいう作品とは、文学、芸術及び科学分野内における<b>独創性を有し、ある種の有形的な形式で複製できる知的活動の成果を指し</b>、下記のものを含む。</p> <p>一、文字による作品</p> <p>……</p> <p>九、法律、行政法規に規定されるその他の作品</p>
<p>草案二審稿</p>	<p>第3条 本法にいう作品とは、文学、芸術及び科学等の分野内において<b>進歩性を有し、一定の形式で表現できる知的成果物を指し</b>、下記のものを含む。</p> <p>一、文字による作品</p> <p>……</p> <p>九、<b>作品の特徴を満たす他の知的成果物</b></p>

草案一審稿における作品の定義は現行の『著作権法実施条例』と完全に一致している。一方、草案二審稿では、作品の定義を「作品とは、文学、芸術及び科学等の分野において独創性を有し、かつある種の形式で表現できる知的活動の成果を言う」に修正した。ネットワーク技術の急速な発展に伴い、作品の表現形式はすでに伝統的な「ある種の有形的な形式での複製」を突破した。草案二審稿でそれを「一定の形式の表現」に修正したことは、「ある種の有形的な形式での複製」という意味自体の曖昧さを解消しただけでなく、時代の発展への順応の具現でもある。

草案二審稿ではさらに、作品類型の一般条項を「法律、行政法規に規定されるその他の作品」から「作品の特徴を満たす他の知的活動の成果」に修正した。これは人民法院が事件審理の過程において具体的な状況に合わせて新たな作品類型を認定することができることを意味する。これは将来現れる可能性のある新しい作品の類型のために余地を残し、法律の遅延性の問題を解決するためであるが、もし認定に統一的な基準が欠ければ、作品の類型の不確定と作品の範囲の無限な拡大を招くことになる。

### 二、権利濫用について

草案一審稿の第4条には、著作権者及び著作権に関連する権利者が著作権又は著作権に関連する権利を行使するとき、「権利を濫用して作品の正常な伝達に影響を与えてはならない」との条項、第50条には「著作権の濫用に対して行政処罰を行う」との条項が追加されたが、草案二審稿ではこの2つの条項が削除された。

草案一審稿が公布された後、その中に新たに追加された権利濫用禁止条項が広く注目された。大多数の専門家、学者は「権利濫用禁止」条項の設計が不合理であるとして、削除を提案した。原因はまず、中国では著作権者が著作権を濫用する状況があまり見られなく、且つ現行の著作権法では合理的使用、法定許諾、強制許諾制度がいずれも著作権者の権利濫用の可能性を制限しているからである。次に、濫用行為の判断は難易度が高く、統一的な基準がなく、実践において権利濫用禁止条項自体が濫用される可能性があり、かえって著作権者の正常な権利行使を阻害しがちなためである。

### 三、視聴覚作品の類型と権利の帰属について

<p>現行 『著作権法』</p>	<p>第3条 本法にいう作品には…。</p> <p>(六)映画作品及び映画製作に類似する方法により創作された作品</p> <p>第15条 映画作品及び映画の製作に類似する方法により創作された作品の著作権は、映画の製作者が享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲などの著作者は、氏名表示権を享有し、且つ映画製作者と締結した契約により報酬を受ける権利を有する。</p>
<p>草案一 審稿</p>	<p>第3条 本法にいう作品には…</p> <p>(六)視聴覚作品</p> <p>第十五条 視聴覚作品の著作権は、製作を組織し、かつ責任を負う視聴覚作品製作者が享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲などの著作者は、氏名表示権を享有し、且つ視聴覚作品製作者と締結した契約により報酬を受ける権利を有する。</p>

<p>草案 二審稿</p>	<p>第3条 本法にいう作品には、(六)が含まれる。 <b>(六)映画作品、テレビドラマ作品及びその他の視聴覚作品</b></p> <p>第十七条 <b>視聴覚作品における映画作品、テレビドラマ作品の著作権は、製作を組織し、かつ責任を負うプロデューサーが享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲などの著作者は、氏名表示権を享有し、且つプロデューサーと締結した契約により報酬を受ける権利を有する。</b></p> <p><b>前項に規定された以外の視聴覚作品が共同作品又は職務作品を構成した場合、著作権の帰属は本法の関連規定により確定する。共同作品又は職務作品を構成しない場合、著作権の帰属はプロデューサーと著作者が約定し、約定がない又は約定が不明確な場合、著作権はプロデューサーが享有する。ただし、著作者は氏名表示権及び報酬受領権を享有する。プロデューサーが本項に規定された視聴覚作品を契約で約定した範囲又は業界の慣例を超えて使用する場合、著作者の許諾を取得しなければならない。</b></p>
-------------------	---

草案一審稿において、「映画作品及び映画製作に類似する方法により創作された作品」が「視聴覚作品」に修正され、その著作権は製作を組織し、かつ責任を負う視聴覚作品製作者が享有する。この変更により、多くのショートビデオやネットビデオ製作者は、自分の作品が映画と同じ保護を受けると考えていた。

一方、草案二審稿では、「視聴覚作品」を「映画作品、テレビドラマ作品及びその他の視聴覚作品」に修正し、権利帰属に対し区分を行った。

1. 映画作品、テレビドラマ作品の著作権は、製作を組織し、かつ責任を負うプロデューサーが享有する。

2. その他の視聴覚作品は、共同作品又は職務作品であるか否かを判断し、権利帰属を確定しなければならない。

視聴覚作品を映画作品、テレビドラマ作品及びその他の視聴覚作品に分け、視聴覚作品の製作者が著作権の帰属を確定する際に、まず自分の作品がどの類型に属するかを確定することが求められる。しかし、現在のビデオの種類は多種多様であり、例えばマイクロ映画が映画作品に属するか否か、テレビドキュメンタリー、バラエティ番組はその他の視聴覚作品であるか、それともテレビドラマ作品に帰属しても良いかなど、どのように分類を行うかは容易なことではない。したがって、この3種類の視聴覚作品の概念の確定は、付随の行政法規によって明確にする必要があり、さもなければ法律適用の困難を招くことになる。

#### 四、共同作品について

<p>現行『著作権法』</p>	<p>第13条 二人以上のものが共同で創作した作品の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同創作者にはなれない。</p> <p>共同作品を分割して使用することができる場合、著作者は各自が創作した部分について単独で著作権を享有することができるが、著作権を行使する際に共同作品全体の著作権を侵害してはならない。</p>
<p>『著作権法実施条例』</p>	<p>第9条 共同作品が分割して使用できない場合、その著作権は各共同著作者が共に共有し、協議の合意により行使する。協議で合意できず、且つ正当な理由がない場合は、いずれの当事者が譲渡以外のその他の権利を行使することを妨げてはならない。但し、利益はすべての共同著作者に分配しなければならない。</p>

#### 草案一審稿及び二審稿

##### 第13条/第14条

二人以上のものが共同で創作した作品の著作権は、共同著作者によって共有され、協議をして合意の上で行使される。協議で合意できず、且つ正当な理由がない場合は、いずれの当事者もその他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。但し、利益はすべての共同著作者に分配しなければならない。創作に参加していない者は、共同創作者にはなれない。

共同作品を分割して使用することができる場合、著作者は各自が創作した部分について単独で著作権を享有することができるが、著作権を行使する際に共同作品全体の著作権を侵害してはならない。

現行の『著作権法』は、分割して使用できる共同作品の著作権を行使方法のみについて規定しており、『著作権法実施条例』第9条は、分割できない共同作品の著作権の行使方法について明確にしている。『著作権法』改正草案は実施条例の規定を踏襲しながら、いくつかの変更を加えた。まず、「分割して使用できない」という前提条件を削除し、すなわち、共同作品は分割することができるか否かを区別する必要がなく、いずれも本条項の規定に従って権利を行使すべきである。次に、共同作品の譲渡制限に加えて、「他人に対する専用利用の許諾」と「質権設定」が追加された。それは、著作権の取引において、譲渡以外に、他人に対する専用利用の許諾及び質権設定は同様に権利者の権利に重大な影響を与え、確かに協議して合意する必要がある、いずれの当事者も単独で行使することはできないからである。

#### 五、特殊な職務作品について



『著作権法』改正草案の一審稿及び二審稿はいずれも、新聞社、定期刊行物社、通信社、放送局、テレビ局の職員が創作した職務作品を特殊職務作品とみなしている。すなわち、上述の組織の職員が業務を遂行するために創作した作品であれば、氏名表示権以外のその他の著作権はすべて組織に帰属し、かつ主に法人又は非法人組織の物質的・技術的条件を利用して創作したものであることを要件として求めない

## 六、賠償制度について

現在の司法実践において、著作権の権利者を含む多くの知的財産権の権利者は訴訟の過程で、自分の実際の損失又は権利侵害者の不法所得を証明するための十分な証拠を提供することが困難であり、最終的に事件は法定賠償の方法で賠償金額を確定してしまうことになる。しかし、現行の『著作権法』の法定賠償額の上限は50万元にすぎない。このような権利侵害コストが低く、権利保護コストが高い現象により、多くの権利者は権利保護を放棄せざるを得ず、権利侵害による損失に耐えなければならない。

『著作権法』改正案には、「権利人の実際の損失または権利侵害人の不法所得の算出が困難である場合は、当該権利許諾使用料の倍数に応じて、賠償金額を確定することが可能」という賠償金額の確定方法が追加された。「故意に著作権又は著作権に関連する権利を侵害し、情状が深刻な場合には、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償を行うことができる」ことを追加し、懲罰的賠償制度を明確にした。また、法定賠償限度額を50万元から500万元に引き上げ、著作権に対する保護を大きく強化し、権利侵害コストが低

く、権利保護コストが高いという問題の解決に役立つ。

また、既に施行されている商標法と整合するために、「立証が難しい」という問題に対して、『著作権法』改正案は、「人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に必要な立証責任を果たしたものの、権利侵害行為に関連する帳簿、資料等が主に権利侵害者によって把握されている場合には、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料等の提供を命じることができる。権利侵害者が帳簿、資料等を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料等を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償金額を確定することができる」とし、この規定は権利者の立証の難易度及びコストを低減し、権利者の合法的権益をよりよく保護することができる。

筆者紹介

張錫君

2010年、中央民族大学を卒業し、法学及び英語の学士号を取得した。2011年3月、商標部のアシスタントとしてパナウェルに入社した。商標の検索、出願、再審などの業務に豊富な経験を持っている。

## 国家知的財産権局は電子署名文書をどのように扱っているか

電子署名とは、デジタル文書に電子形式で含まれ、署名者の身分を識別し、署名者がその内容を承認したことを表明するために添付されたデータを指す。中国では2004年に公布、2019年4月に改正された「電子署名法」にて、民事活動における文書の電子署名の使用行為を規範化した。

しかし、審査官個人が電子署名の有効性を確認、判断することができないことが多いので、現在、国家知的財産権局は一般的に電子署名を使用する文書を受け入れない。

つまり、国家知的財産権局に提出された委任状、譲渡書等の形式の文書については、当事者がサイン又は押印により署名する必要がある、署名後の当該文書の写しを国家知的財産権局に提出することは容認される。

## 弊所が国内業務部を設立

国内市場をさらに開拓し、急速に増加する国内顧客の特許出願件数及び特許の質向上のニーズを満たし、また中国国内の顧客に特許出願の発掘、配置、作成、出願、権利取得及びその後の法的保護等の全方位的なサービスを提供するために、弊所は既存の組織構成を基に、パートナーの李渤先生が先頭に立って、よりの確に中国国内の顧客にサービスを提供できることを趣旨とする中国国内業務部を設立することにした。



李渤先生は1999年に瀋陽薬科大学微生物製薬専攻を卒業し、工学学士学位を取得し、2002年には同校の薬物化学専攻を卒業し、理学修士学位を取得し、さらに2010年に中国政法大学民商法専攻の大学院を卒業し、法学修士学位を取得した。2002年8月から2007年7月まで国家知識産権局の審査官を務め、そのうち2005年9月から2006年10月まで北京第一中級人民法院知的財

産権法廷の陪審員を兼務していた。2007年8月から弊所にパートナーとして加入した。

李渤先生は主に医薬、生物、化学、化学工業及び材料分野の特許出願書類の作成、審査意見の応答、拒絶査定不服審判、無効審判、行政訴訟、権利侵害訴訟、権利侵害分析、特許戦略の制定及びコンサルティング等の業務に従事している。豊かな特許審査経験を有し、多くの発明特許出願の実体審査、不服審判及び無効審判の審査を取り扱い、陪審員として特許、商標、著作権、不正競争等の知的財産権行政及び民事紛争事件の審理に参加したことがある。特許弁理士としての業務期間中に、国内外の特許出願の代理業務を担当し、特許無効審判、行政訴訟案件及び侵害訴訟案件を何度も代理し、特許戦略の制定及びコンサルティングにおいて豊富な理論知識と実践経験を有している。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司

地址：北京朝陽区朝陽門外大街16

号中国人寿ビル10階1002-1005室

電話：86-10-8525 3778

FAX：86-10-8525 3671

郵便番号：100020

Email: mail@panawell.com



編集：王珍々、王鳳、徐舒

訳審：王珍々、張玉静

趙亞芝、金丹

レイアウト：董順々